

田原市地域乗合タクシー運行地域活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉校区コミュニティ協議会（以下「コミュニティ協議会」という。）、豊鉄タクシー株式会社及び田原市が平成28年8月1日に締結した地域乗合タクシー八王子線の運行に関する協定書第4条の規定に基づき、コミュニティ協議会が八王子線運行経費基準額の10%を超える運行収入を確保するため利用促進など公共交通の確保に取り組んだ成果について、地域乗合タクシー運行地域活動奨励金（以下「奨励金」という。）として交付することにより、地域公共交通のさらなる活性化に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、コミュニティ協議会とする。

(奨励金)

第3条 奨励金は、当該年度の前年度において、八王子線の運賃等収入が八王子線運行経費基準額の10%を超えたときに交付するものとする。

2 奨励金の額は、当該年度の前年度における八王子線の運賃等収入から八王子線運行経費基準額の10%（1円未満切捨て）を控除して得た額とする。ただし、運行収入のうちコミュニティ協議会が支出した額を限度額とする。

3 奨励金に用途の制限はないものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 コミュニティ協議会が奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条に規定する奨励金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、適切と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、奨励金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）によりコミュニティ協議会に通知するものとする。

(奨励金の請求等)

第6条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けたコミュニティ協議会は、通知を受けた日から起算して30日以内に奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、奨励金請求書の提出があったときは、請求書の受領後30日以内に奨励金を交付するものとする。

(交付団体の責務)

第7条 コミュニティ協議会が奨励金の交付を受けたときは、それらに関する収入及び支出をすべてコミュニティ協議会の予算及び決算に計上し、経理の明確化及び適正な管理に努めなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

奨励金交付申請書

平成 年 月 日

田原市長 殿

申請者 団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 印

平成 年度地域乗合タクシー運行地域活動奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請
します。

記

1 事業の名称 地域乗合タクシー運行地域活動奨励金

2 交付申請額 金 円

(添付書類)

様式第2号（第5条関係）

奨励金交付決定兼額確定通知書

田 第 号
平成 年 月 日

泉校区コミュニティ協議会
会長 様

田原市長 ⑩

平成 年度地域乗合タクシー運行地域活動奨励金については、下記のとおり交付することとし、あわせてその額を確定したので、通知します。

記

- 1 奨励金の対象となる事業の名称、内容
平成 年 月 日付けによる申請書のとおり
- 2 奨励金の確定額
金 円
- 3 奨励金の交付条件

奨励金請求書

平成 年 月 日

田原市長 殿

団体名 泉校区コミュニティ協議会

代表者氏名 会長 ⑩

平成 年度地域乗合タクシー運行地域活動奨励金を、下記のとおり請求します。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 奨励金確定額 | 金 | 円 |
| 2 概算受領済額 | 金 | 円 |
| 3 差引請求額 | 金 | 円 |